

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報（R1.10.11,18 第 525,526 号より）

●台風 19 号の被害に伴う自動車検査証の有効期間伸長

国土交通省は台風 19 号の被害に伴い、自動車検査証の有効期間を 10 月 29 日まで伸長します。

対象となる車両は、宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域に使用の本拠の位置を有する車両で、自動車検査証の有効期間が 10 月 15 日～28 日のものです。

詳細はこちら

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000226.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000226.html)

●トラック事業者向けの IT ツールを紹介

国土交通省はトラック運送業の生産性向上・物流の効率化を目指す際の手引きとして、「中小事業者向け IT ツール活用ガイドブック」を作成しました。

デジタコや勤怠管理システム、IT 点呼といったシステムごとに、概要や導入の効果等を紹介しています。

詳細はこちら

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000099.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000099.html)